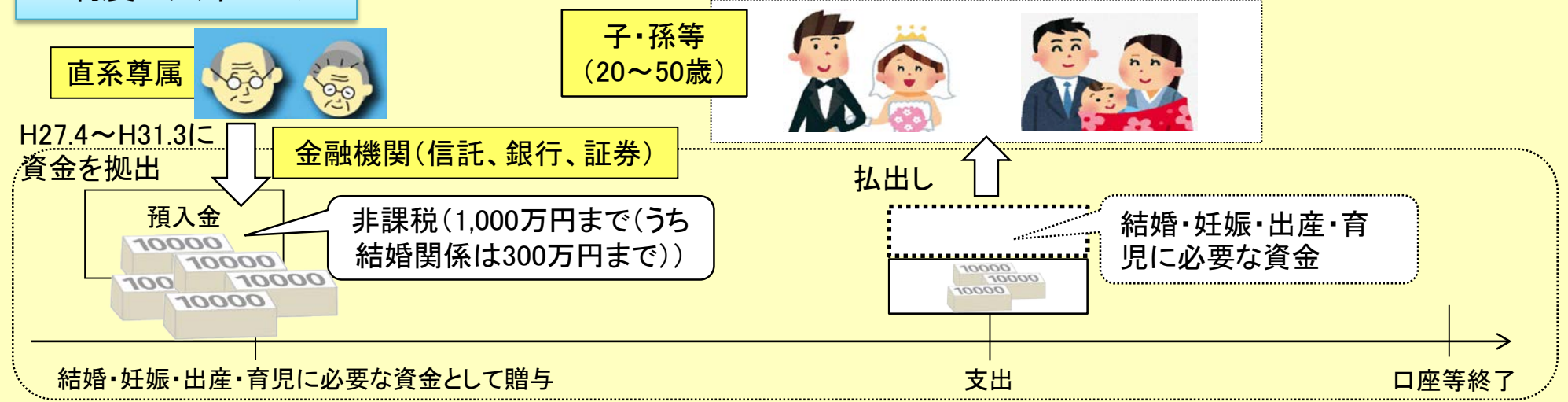


結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要

制度の概要

○直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚・妊娠・出産・育児に必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする。

制度のスキーム



資金使途

- 【結婚関係】 ・ 挙式等費用 ・ 新居の住居費 ・ 引越費用
- 【妊娠・出産・育児関係】 ・ 不妊治療費用 ・ 妊娠に係る費用 ・ 出産に係る費用 ・ 産後ケア費用
- ・ 子の医療費 ・ 子の保育費（ベビーシッター費用含む。）

残高の課税

- ①期間中に贈与者が死亡した場合には、残高を相続財産に加算。
- ②50歳到達時に終了。残高は贈与税課税。